

さいたま市子ども・子育て支援事業計画
「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」

進 行 管 理 表
(平成 2 9 年度)

【 その他事業 】

【様式2】その他事業

事業 番号	事業名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所管
4	認定こども園の普及	幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園による幼保連携型認定こども園への移行を中心に、幼稚園型認定こども園も含めた、既存幼稚園の受け入れ枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大していく方向で認定こども園の普及を図ります。	認定こども園の2号認定・3号認定の定員数	人	—	—	—	—	581	A	—	—	既存幼稚園から認定こども園への移行や定員変更等による定員増に伴う施設整備への補助及び支援を実施した結果、平成29年度末時点で前年度比87人となる定員増を達成したため、A評価としました。 また、平成30年度の定員増に向けて、既存幼稚園から認定こども園への移行等による施設整備への補助及び支援を実施しました。	既存幼稚園においては、預かる時間の延長や休暇減による負担増並びに保育サービスへの理解不足などの課題がありますが、保育需要の高い地域を中心に受け皿となる保育施設の整備を積極的に進める必要があることから、幼稚園に対して丁寧な説明を行い、既存幼稚園から認定こども園への移行等による施設整備を促進します。	保育を必要とする方が1人でも多く保育施設を利用できるよう、保育需要の高い地域において優先的に既存幼稚園から認定こども園への移行等を進めます。	ウ	のびのび安心子育て課
5	保幼小連携推進事業	さいたま市幼児教育推進のための有識者会議の専門部会として、市内の幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小連携推進実務担当者会を設置し、有識者会議から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成29年度は、平成26～27年度に作成した「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」を活用した実践事例集を作成し、予定通り配布できたことからA評価としました。 事例集作成にあたっては、幼稚園・保育所等の実務担当者が実践した内容を写真やコメントを入れながら、特に保育者の意図を吹き出しに入れて明示するなどの工夫をしました。 この事例集については、カラーで10,000部作成し、幼稚園・保育所・市認定保育施設等の保育者へ1人1冊配付するとともに、各小学校へも10部ずつ配付しました。 また、「保幼小連携推進資料説明・講演会」を開催し、保育者・小学校教諭等200名に対して、事例集の見方や活用方法などの説明を行いました。	各園等に配付しましたが、その後の活用状況などを調査し、今後の資料作成に生かします。	若い保育者が増えてきているとともに、保育施設が多様になってきています。保幼小連携を図るためには、それぞれの施設の特徴を知っておくことが大切と考え、実務担当者の意見を踏まえながら資料を作成します。 また、平成30年度も保育者1人1冊の配付ができるように準備を進めます。	ウ	幼児政策課
6	公開保育研究推進事業	幼稚園や保育所等で公開保育研究会を開催し、互いの保育を参観し合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。	交流者合計人数	人	—	—	—	—	253	A	—	—	10区14園での公開保育研修会を実施し、253人の保育者が参加したことからA評価としました。 平成29年度から小学校にも案内を配付して参加を呼び掛け、12園への公開保育には小学校の校長・教頭・教諭が参加し、保幼小連携の観点からも大変有意義な研修会となりました。小学校と幼稚園・保育所等の保育者の思いの相違点を見い出すことができ、お互いが顔の見える関係づくりの一助となりました。また、この研修会を通して、小学校と幼稚園・保育所等のつながりができ、児童と園児の交流会に発展した例もありました。 今後も幼稚園・保育所等と小学校の積極的な交流により、子どもたちの円滑な接続につながるよう研修の機会を充実させます。	小学校への案内が初めてということもあり、小学校の参加が24名にとどまりました。これは、小学校側への事業の趣旨や重要性が伝わり切れていなかったことが原因と考えられます。 小学校学習指導要領と幼稚園教育要領・保育所保育指針等にも小学校と合同の研修の機会を設定することが明記されているため、これを受けて積極的な参加を促すように、校長会等を通じて周知を図ります。	幼稚園・保育所・小学校への案内にとどまっていましたが、今後は、市認定保育施設等にも広く案内し、保育者の資質向上を図るとともに幼稚園・保育所等と小学校との顔の見える関係づくりとなるように積極的な参加を促します。	ウ	幼児政策課
7	保育者小学校等体験研修事業	幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員との交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。	交流者合計人数	人	—	—	—	—	244	A	—	—	保育者小学校等体験研修を実施し、延べ244人の保育者が参加したことからA評価としました。 平成29年度から、市認定保育施設等にも案内を配付しましたが、周知が徹底しておらず、平成29年度の参加はナースリールームから1名の参加にとどまりました。 内容については、「小学校教諭との顔の見える関係づくりができ、今後の園児と児童の交流へと発展が期待できた」、「文章を理解することの大切さを感じ、園に戻ったら絵本やお話に触れる機会を設けようと思った」など、保育の見直しにもつながるとの評価を、参加者から得ることができました。	私立保育園、市認定保育施設等の参加が少ないため、私立保育園長会等を通じて事業内容や効果等を周知し、参加を促します。 また、「放課後に保育者が体験する業務がなくなってしまった」など、小学校側の研修体制に課題が見られることもあったため、放課後には小学校教諭と情報交換する時間を設定するなど、校長会・教頭会等を通して研修のあり方を説明し、小学校側の研修体制の充実を図ります。	市認定保育施設にも積極的な参加を促すように園長会等で説明するとともに、できるだけ早く案内を送付します。 小学校側の研修体制を構築できるように、実施要項に研修内容例を示して、合同研修の機会を設定してもらうようにします。	ウ	幼児政策課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目 標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所 管
8	幼稚園・保育所等と小 学校の連携	小学校教諭が、保育所保育士や幼稚園教諭と情報交換や保育参観をすることにより、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。	事業の実 施	—	—	—	—	—	103	A	—	—	平成29年度「保幼小連携のための保育参観研修」に、さいたま市立小学校全校から各1名以上の教員が参加したのでA評価としました。	平成30年4月より幼稚園教育要領が全面実施となり、幼児教育と小学校教育の連携を深めることがさらに求められています。本事業の充実を図るためには、研修生の受入を協力していただける私立幼稚園、私立保育所等を増やす必要があります。そのために、研修会等で周知、啓発を行っていきます。	幼稚園・保育所等との連携を深めるため市立小学校全校から各1名以上参加の「保幼小連携のための保育参観研修」を実施します。また、研修会等で周知、啓発を行います。	ウ	指導1課
22	多様な事業者の能力を 活用した施設の設置・ 運営	「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、多様な事業者（株式会社、NPO法人など）の能力を活用した施設の設置や運営を促進します。	社会福祉 法人以外 の法人の 参入を促 進	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成29年度に整備等を行った保育施設50か所（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の合計施設数）の運営主体は、社会福祉法人が16か所、株式会社・有限会社23か所、学校法人が4か所、個人・その他が7か所となり、社会福祉法人以外の事業者の参入が進んでいるため、A評価としました。	平成30年4月現在の保育所等利用待機児童は315人生じており、今後も更なる保育需要の増加が見込まれることから、引き続き、待機児童の解消を目指すとともに、保育を希望する方が1人でも多く保育施設を利用できるよう、多様な事業者に対する啓発を進め、積極的に施設整備を進めていきます。	多様な事業者の能力を活用した施設整備に向けて、普及啓発に取り組みます。	ウ	のびのび安心 子育て課
23	(仮称)さいたま市子ども 総合センター整備事業	子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として、(仮称)さいたま市子ども総合センターを整備するため、平成27年度から建設工事を行い、平成29年度中の施設開設を目指します。	(仮称)さい たま市 子ども 総合セ ンターの 開設	—	—	—	—	—	建設工事 完成 施設一部 開設	A	—	—	さいたま市子ども家庭総合センターの建設工事が完了し、専門相談機関のセンターへの移転が順次行われ、平成29年2月に施設を一部開設し、平成30年4月1日にフルオープンすることができたため、A評価としました。	新しい施設で新たな事業を開始するため、総合相談窓口の開設等、様々な相談に対応するための事業について、様々な視点から検討することが重要です。特に相談業務については、センター内の専門相談機関がそれぞれの経験・ノウハウを共有し、より強固に連携するとともに、外部の関係機関とも連携しながら対応していく必要があります。	支援コーディネートをを行う必要があるケースについての協議を定期的に開催するなどして、専門相談機関同士の連携を図りながら、様々な相談に的確に対応し、支援につなげていきます。	ウ	子ども家庭 総合センター総 務課
26	保育コーディネーター事業	保護者や保育施設に対する相談支援や、行政と保育施設または保育施設相互の連携強化のため、各区役所支援課に公立保育園の園長経験者からなる保育コーディネーターを配置し、地域における保育施設の質の向上を図ります。	保育コー ディネー ターの人 数	人	—	—	—	—	10	A	—	—	平成28年度から引き続き、全区に配置することができたことから、A評価としました。	保育コーディネーターによる市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設、市認定保育施設、認可外保育施設等に対する相談支援を行い、保育内容や保育環境等の保育の質の向上を図っていますが、より効果的、専門的な助言が行えるよう、各区コーディネーター間での情報共有、相互連携を強化していく必要があります。	引き続き、全10区にコーディネーターを配置するとともに、定例会を開催し、各区コーディネーター間での情報共有等の強化に努めます。	ウ	保育課
28	出産前教室事業	初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。	出産前教室の アンケート における満足 度	割合 (%)	—	—	—	—	98.6	A	—	—	出産前教室は、各区において初妊婦の数、出生数、若年妊婦や高齢妊婦の傾向、医療機関での母親学級等の実施内容・状況をもとに開催回数や内容を検討して実施しています。事後アンケートでは、「理解できた」「役に立った」との回答を得られた者の割合が目標値を超えたため、A評価としました。 成果 10区 192回、実人数 4,791人、延人数 5,087人	各区市報や事業案内、ホームページなどで周知を図っています。例年、申込者が定員に満たなかったり、反対に定員を上回り参加をお断りしたりと各区の状況で異なります。そのため、区の実情にあわせ、受講希望者が受講できるように事業計画を検討します。	平成30年度においては、10区188回、定員は延3,970人で実施します。	ウ	地域保健支援 課
31	乳幼児健康診査事業	乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査後の保健指導や、未受診フォローを行います。	受診率 (各健康 診査受診 率の平均)	%	—	—	—	—	(乳健) 95.7 (歯科) 82.6	(乳健)A (歯科)A	—	—	目標値を超えた達成値のため、A評価としました。 各種乳幼児健康診査の中で比較的受診率の低い3歳児健康診査及び1歳6か月児・3歳児歯科健康診査については健康診査期間終了2か月前の時点で未受診児に対して、再度個別に受診勧奨はがきを送付し、受診率向上につなげることができました。 受診期間を過ぎて未受診であった児のフォロー（いわゆる未受診フォロー）については、アンケート送付や、訪問・電話などで状況を確認しています。訪問等で状況を確認しても居住実態が把握できない児については、虐待のリスクも含めて検討するなどフォロー体制の充実を図りました。	3歳児健康診査及び1歳6か月児・3歳児歯科健康診査の受診率については、年々伸びが見られており、今後もさらなる受診率向上に向けて対策を講じていく必要があります。未受診理由では「忘れていた・忙しかった」が最も多くなっており、今後は個別の受診はがき送付や市報や医療機関・保育園等でのポスター掲示に加えて、市内の子育て関連機関とも連携した啓発を行い、受診を促していく予定です。 未受診フォローについては、虐待のリスクを検討するとともに、各関係機関と連携を図りながら支援をしていきます。	受診率のさらなる向上に向けて、引き続き受診勧奨及び周知に努めます。 標準的な乳幼児健康診査の実施に向けて検討を行い、平成31年度から新たな乳幼児健康診査票で乳幼児健診を実施するため、体制整備を行います。	ウ	地域保健支援 課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目 標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所 管
32	育児相談事業	子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	10区で365回開催し、15,844人の参加であったためA評価としました。	区の特性を踏まえ、各区で実施内容や回数の検討を行っています。 今後については、引き続き利用者のニーズに沿った開催が出来るように検討していきます。	平成30年度も開催方法を検討し、10区で育児相談を実施して、適切な保健指導を行います。	ウ	地域保健支援課
33	子育て支援医療費助成事業	少子化問題への対策及び子育て家庭の経済的負担の軽減という観点から、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境づくりの推進に資するため、乳幼児・児童にかかる健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	受給資格登録率	%	—	—	—	—	99.2	A	—	—	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金等の助成を行いました。併せて登録申請漏れがないよう、機会を捉えて制度案内を実施しました。平成29年度の目標である、対象者の受給資格登録率97%以上について、目標どおり事業を進めることができました。	年々、一人あたりの医療費が増大していることから、医療費の増加を抑制することが課題であり、今後も、市民に対して適正受診の啓発を行っていきます。	0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金等の助成を行います。併せて登録申請漏れがないよう、機会を捉えて制度案内を実施します。	ウ	年金医療課
34	さいたま子育てWEB事業	子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行うことを目的として、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを構築、運営します。	アクセス件数	件	—	—	—	—	1,129,667	A	—	—	子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを管理・運営し、アクセス件数が1,129,667件と平成28年度(615,995件)より大幅に増加したため、A評価としました。	市民が必要とする最新の情報を提供できるよう管理・運営を行うほか、市報や子育て応援ブックへの掲載等により認知度向上に努めます。	引き続き、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトの管理・運営を行います。	ウ	子育て支援政策課
35	子育て支援ネットワーク事業	様々な情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的・効率的に活用できる環境整備、家庭や地域における育児力の向上とよりよい子育て・子育て環境の整備を進めるため、子育て支援ネットワーク会議を開催します。	区のネットワーク設置数	区	—	—	—	—	8	B	—	—	市の子育て支援ネットワークについては、関係機関を集め、年1回会議を開催しました。 区の子育て支援ネットワークについて、未設置区の設置に向けた取組として、各区子育てマップのリニューアルに係る打ち合わせと連動して、設置を促しました。	市の子育て支援ネットワーク会議については、主に情報交換の場として年1回開催されていますが、より有用な会議体となるよう検討を進めていきます。 区の子育て支援ネットワークについて、未設置区への設置に向けた取組として、区子育てマップの年度更新に合わせて会議を開催したり、地域の特性を生かしたネットワークの仕組みを構築するなどの働きかけを行います。	市の子育て支援ネットワークについては、引き続き年1回以上会議を開催します。 区の子育て支援ネットワークについて、未設置の区に対しては、引き続き設置に向けた働きかけを行い、既に設置されている区については、継続実施されるように働きかけを行います。	ウ	子育て支援政策課
36	子育て応援ブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行うことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。また、「子育て応援ブック」から抜粋した子育て情報などを盛り込んだ「子育て応援ブック外国語版」を作成します。	発行部数	冊	—	—	—	—	59,000	A	—	—	子育て中の方やこれから子育てをする方を対象に、子育て応援ブックを50,000冊、子育て応援ブック外国語版を9,000冊それぞれ発行し、市内公共施設等で配布をしたため、A評価としました。	子育て中及びこれから子育てをする方のために必要な情報を集約し、より分かりやすく利用しやすい情報の提供に努めます。	引き続き、子育てに関する情報を集約し、情報を提供します。	ウ	子育て支援政策課
37	子育てきっかけ応援ブック	市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行うことを目的として、地域の子育て関連施設・子育てサークル情報などを取りまとめた「子育てきっかけ応援ブック」を作成します。	発行部数	冊	—	—	—	—	30,000	B	—	—	「子育てきっかけ応援ブック」について、各種施設やサークル・団体情報を掲載することにより、子育てに不安を持つ方の助けとなり、また、地域の子育て支援が推進できるよう、必要部数を精査したうえで30,000冊を発行したため、B評価としました。	子育て中及びこれから子育てをする方のために必要な情報を集約し、より分かりやすく利用しやすい情報の提供に努めます。	引き続き、各種施設やサークル・団体を掲載・紹介することにより、子育てに不安を持つ方の助けとなる冊子を発行し、地域の子育て支援の推進を図ります。	ウ	子育て支援政策課
38	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽しいひと時をもち、親子の絆を深め「心の通い合う人間関係」を創造する一助とするため、各区に1か所設置している単独型子育て支援センターにおいて、開館時間中随時、絵本の配布を行います。	ブックスタートバック引換件数	件	—	—	—	—	7,024	A	—	—	対象者に4か月、10か月健康診査のお知らせと一緒に案内文を送付するとともに、市報、市ホームページ、さいたま子育てWEBでの周知に努めたことで、引換者数が7,024人となり、当初の目標値を大幅に上回ることができたため、A評価としました。	より多くの家庭に当事業に参加してもらうため、引き続き対象家庭に周知する必要があります。	引き続き本事業を実施し、単独型子育て支援センターを会場として、開館時間中随時、絵本の配布を行うとともに、読み聞かせのアドバイスをを行います。	ウ	子育て支援政策課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目 標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所 管
39-1	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バラン ス) 推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)推進のため、市民・企業等に対 し、仕事と生活の調和に関する情報・関 係法令等の提供・啓発や、講座の開 催、認証制度の実施、入札制度におけ る優遇措置等を行います。	事業の実 施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	ワーク・ライフ・バランスを推進するた め、「父子手帖」を刷新し、市内公共 施設等で配布しました。	ワーク・ライフ・バランスの推進に向け て、必要に応じて「父子手帖」の掲載内 容を更新し、発行します。	引き続き「父子手帖」を市内公共施設 等で配布し、ワーク・ライフ・バランスを 推進します。	ウ	子育て支援政 策課
39-2	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バラン ス) 推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)推進のため、市民・企業等に対 し、仕事と生活の調和に関する情報・関 係法令等の提供・啓発や、講座の開 催、認証制度の実施、入札制度におけ る優遇措置等を行います。	事業の実 施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	ワーク・ライフ・バランスなど、男女がと もに働きやすい職場づくりに向けて、積極 的に取り組んでいる事業者を「さいたま市 男女共同参画推進事業者」として5事業 者表彰し、市HPや男女共同参画社会情 報誌「You&Me～夢～」平成30年2月号に おいて広く市民・事業者へ周知しました。 また、男女共同参画推進センターにおい て、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)に関する以下の講座を実施しま した。講座参加者アンケートにおいて、ワ ーク・ライフ・バランスの必要性を意識した と回答した受講者の割合は87.4%であつた ことからA評価としました。 ・男性カレッジ2017(「引退」なき時代に納 得いくセカンドキャリアをつくる講座) 平 成29年7月22日、29日(午前のみ)、8月5 日(午前・午後)(全4回) 対象:市内在 住、在勤、在学の男性 参加者数:延25 名 ・幼児を持つ母親のための講座 みんな で話すとみえてくる～私はわたしを生きて いる?～ 平成29年10月10日、17日、24 日、31日、11月7日(全5回) 対象:女性 参加者数:延65名 ・ワーク・ライフ・バランス出前講座「東日 本大震災による被害の中で学んだこと」 平成29年11月22日 対象:有料老人 ホーム センチュリーシティ北浦和 参加 者数:30名	「さいたま市男女共同参画推進事業 者表彰」を引き続き実施していく必要が あります。 出前講座でのアンケート集計による と、職場でのワーク・ライフ・バランスを 推進するためには、企業全体の理解や 意識改革が必要との意見が多かったこ とから、更にワーク・ライフ・バランスに ついての周知、啓発を行っていく必要が あります。	「さいたま市男女共同参画推進事業 者表彰」を引き続き実施するとともに、 出前講座数も増やし、ワーク・ライフ・バ ランスの推進を図ります。	ウ	男女共同参画 課
39-3	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バラン ス) 推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)推進のため、市民・企業等に対 し、仕事と生活の調和に関する情報・関 係法令等の提供・啓発や、講座の開 催、認証制度の実施、入札制度におけ る優遇措置等を行います。	事業の実 施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成29・30年度建設工事競争入札参 加資格審査の等級区分において、市内 に本店を有する企業のうち、次世代育 成支援対策推進法に基づく一般事業主 行動計画を策定し、労働局へ提出した 企業において、経営事項審査の総合評 定値に発注者別評価点20点を加点しま した。 入札制度における優遇措置として、総 合評価方式で入札する案件について、 次世代育成支援対策推進法第12条第1 項若しくは第4項に基づく一般事業主行 動計画の届出がある入札参加者に対 し、評価点に2.0点を加点しました。 以上のことから、A評価としました。	特になし	次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画を策定し、同法12 条の規定による届出を労働局へ提出し た者又は同法第15条の2の規定による 認定を受けている者に対して、平成29 年度と同様に各評価点の加点を実施し ます。	ウ	契約課
39-4	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バラン ス) 推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)推進のため、市民・企業等に対 し、仕事と生活の調和に関する情報・関 係法令等の提供・啓発や、講座の開 催、認証制度の実施を行います。	事業の実 施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	CSRにつながる様々な経営活動の解 説とともに具体的事例を列挙した「CS Rチェックリスト」の公表及び配布を通じ て、企業やCSR関係者に対しワーク・ラ イフ・バランスに関する意識啓発を行いま した。	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に 向けて、CSRチェックリストの更なる普 及が必要なため、当課主催セミナー等 でCSRチェックリストを配布する等、PR を行います。	引き続き、CSRチェックリストを通じ て、ワーク・ライフ・バランスに関する意 識啓発に取り組みます。	ウ	経済政策課
39-5	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バラン ス) 推進事業	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)推進のため、市民・企業等に対 し、仕事と生活の調和に関する情報・関 係法令等の提供・啓発や、講座の開 催、認証制度の実施、入札制度におけ る優遇措置等を行います。	事業の実 施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	「働く人の支援講座」労務実務ステッ プアップコースにおいて、ワーク・ライ フ・バランス推進に資する、以下の3講 座を実施したため、A評価としました。 ・「ワーク・ライフ・バランスの実践」 33名受講 ・「過重労働抑制と安全配慮義務のポ イント」 42名受講 ・「働く人のメンタルヘルスと健康経 営」 46名受講	ワーク・ライフ・バランスを推進するた めには、働き方や職場のマネジメントの あり方に関する企業全体の理解や意識 改革が重要であり、そのためには、勤 労者だけでなく、企業の労務担当者・管 理職・経営者向けの講座を継続的に実 施する必要があります。	平成30年度も、「働く人の支援講座」 の中で、勤労者や、企業の労務担当 者・管理職・経営者を対象に、「働き方 改革の取組ポイント」等、ワーク・ライ フ・バランスの推進に資する講座を実施 します。	ウ	労働政策課

事業 番号	事業名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所管
40	要保護児童対策地域協議会事業	虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもの情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。	代表者会議開催回数	回	—	—	—	—	1	A	—	—	平成29年度においては、7月に1回代表者会議を開催し、平成28年度の取組内容及び平成29年度の事業計画についての審議、さいたま市における児童虐待の概要についての報告等を行いました。	児童虐待をはじめとする要保護児童の諸問題について、早期発見・早期対応を図る必要があるため、関係諸機関との連携の強化を一層進めるとともに、必要な体制の整備を図り、虐待の予防から早期発見・早期対応、地域での適切なケアに努めていきます。	関係諸機関との連携の強化を一層進めるとともに、必要な体制の整備を図り、虐待の予防から早期発見・早期対応、地域での適切なケアに努めていきます。	ウ	子育て支援政策課
41	家庭児童相談事業	子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談を相談員が受け付け、子育てに関する不安を解消します。	相談件数	件	—	—	—	—	10,613	A	—	—	家庭における子どものしつけや性格、生活習慣、言語、発達、学校生活、非行、児童虐待等の相談の受付を実施し、相談件数が10,613件と平成28年度より約2,400件増加したため、A評価としました。	家庭児童相談員が、受け付けた相談に適切に対応し子育てに関する不安を解消するためには、高度な専門知識を得るとともに、多くの経験を積むことが必要となります。	家庭児童相談員を対象とした研修を実施することで、相談員の資質、問題処理能力、技術等を向上させるとともに、引き続き事業の充実を図ります。	ウ	子育て支援政策課
42	児童相談所における支援	増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。	アセスメント研修の回数	回	—	—	—	—	10	A	—	—	職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、外部から講師を招き、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サインズオブセーフティに基づいたアセスメント研修を年10回開催しました。	人事異動等により経験年数の浅い職員が多くなっていますが、どの職員でも困難事例に対する相談業務がスムーズに行えるよう研修を引き続き実施し、専門性の向上を図ります。 また、関係機関の職員も参加していただくことで、考え方を共有し連携を深めます。	複雑化・深刻化する児童問題に迅速かつ適切に対応できるよう、子ども家庭総合センター内の専門相談機関など関係機関の職員にも参加を促しながら、アセスメント研修を継続して実施します。	ウ	児童相談所
43	虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上	急増する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員の専門性を強化するとともに、各区支援課等を交えた研修の充実を進めるほか、地域の主任児童委員等を対象にした研修を実施し、虐待予防の充実を図ります。	研修の実施回数	回	—	—	—	—	16	A	—	—	民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催しました。また、各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年6回開催しました。 これにより、問題を抱えた家族が生活する、より身近な各関係機関との情報共有や連携を図りました。	児童虐待通告・相談件数が増加する中、民生委員児童委員や主任児童委員、各区支援課等との連携をさらに強化していくとともに、専門性の向上を図る必要があります。	各地域の民生委員児童委員や主任児童委員、各区支援課等との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図るため、主任児童委員等との座談会や各区支援課等の職員を対象とした研修を継続して実施します。	ウ	児童相談所
44	児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、虐待防止の啓発を図り、児童虐待のない社会づくりを推進します。	オレンジリボンキャンペーンの実施回数	回	—	—	—	—	2	A	—	—	オレンジリボンキャンペーンについて、厚生労働省が定める11月だけではなく、市独自に5月にもオレンジリボンキャンペーンを実施したため、A評価としました。	虐待を防止し子どもの権利を守るため、できるだけ多くの方の意識の向上を図り、啓発を行っていく必要があります。虐待防止やオレンジリボンについての認知度は上がってきているとはいえ、市民一人ひとりには、完全に認識されているとまでは言えないと考えています。このため、啓発活動の内容について模索しながら、効果的なPR方法を検討していきます。	年間2回のオレンジリボンキャンペーンにおいて、市報や市ホームページへの記事の掲載、市区役所等への横断幕・懸垂幕の掲出及び区役所の窓口や図書館・公民館へのポスターの掲出等により、児童虐待防止の啓発に努め、児童虐待が児童に及ぼす影響や虐待通告窓口等について周知していきます。	ウ	子育て支援政策課
47	24時間・365日体制強化事業	児童虐待の早期発見と早期対応を強化するとともに、48時間以内の児童の安全確認を実施していくため、24時間児童虐待通告電話による夜間休日を問わずいつでも通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります。	受付件数	件	—	—	—	—	1,117	A	—	—	年々増加する児童虐待通告や電話相談に対応するため、電話相談員に対し専門性を高めるための研修を実施しました。平成29年度は研修内で児童自立支援施設から派遣されている職員による講話を実施し、相談業務の充実を図りました。	電話による通告・相談件数が増加する中で、今後も迅速かつ的確な対応ができるよう電話相談員の専門性の向上を図る必要があります。なお、受付件数は平成28年度より232件減となりましたが、児童虐待相談件数自体は438件増です。	電話相談員の専門的な研修を継続して実施し、夜間休日を問わずいつでも児童虐待通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります。	ウ	児童相談所
48	社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会	重篤な児童虐待事例が発生した際に、同様の事例の再発防止に向けて審議し、抽出された問題点や課題などを踏まえ、その解決に向けた具体的な対策について、報告書をもって提言します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	分科会を1回開催し、平成28年度及び平成29年度の児童虐待通告・対応状況及び児童虐待防止啓発事業について報告しました。	児童虐待事例では、虐待者が心身喪失状態であるケースが見られるため、心理・精神に関する専門的な意見を聞けるようにする必要があります。	重篤な児童虐待事例が発生した際には、同様の事例の再発防止に向けた検証と方策の検討を行うため、分科会を開催します。 また、心理・精神の専門家を分科会委員として委嘱するため、人選を行います。	ウ	子育て支援政策課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目 標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所 管
49	里親制度	里親になるための、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親の登録数を増やし、里親委託を推進します。また、里親基礎研修・更新研修等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親応援の集いの開催や里親委託推進員の配置等により里親の支援を図ります。	里親への委託率	%	—	—	—	—	36.8	A	—	—	「里親公開講座」の開催、集客施設等での普及啓発イベント「里親応援の集い」の開催、里親月間における里親制度PR「One Loveキャンペーン」の実施により、里親制度が幅広く周知され、里親登録数が増加しました。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携等により、里親支援の充実を行いました。 その結果、目標値である里親への委託率31%を上回る36.8%を達成できたため、A評価としました。	平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。この理念を具体化した「新しい社会的養育ビジョン」により、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目標に里親委託率50%以上を実現することが提言されました。 児童虐待が増加する中、保護を要する児童に対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要となるため、里親登録数の増加が求められます。 また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にあるため、里親に対する支援体制を充実させることが必要です。	「里親公開講座」の開催、集客施設等での普及啓発イベントの開催及び里親月間における里親制度PR等の里親制度の周知方法を見直し、より効果的な普及啓発活動を行うことで里親登録数の増加を図ります。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携に加え、新たな関係機関との連携を図り里親支援を強化するなど、里子との関係不調を起こさない体制を構築していきます。	ウ	児童相談所
50	児童養護施設等整備推進事業	家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、児童養護施設の本体施設の小規模化や施設機能の地域分散化等を推進し、家庭的養護の充実を図ります。また、養育単位が小規模化された乳児院を整備するなど、施設の特性と役割を踏まえた適切な養育体制を構築し、社会的養護の充実を図ります。	乳児院数	施設	—	—	—	—	2	A	—	—	平成28年6月から児童養護施設等(乳児院)が開設されており、平成29年度計画時点において目標達成済みのためA評価としました。	児童養護施設において、個々の子どものニーズに応じた丁寧なケアが提供できるよう本体施設の小規模化を含め、施設ごとの特性に応じた最適な養育体制を構築し、社会的養護の充実を図ることができるよう、引き続き検討を進めていきます。	都道府県計画の見直し要領に基づき、児童養護施設の本体施設の小規模化や施設機能の地域分散化等の推進について検討し、引き続き家庭的養護の充実を図ります。	ウ	子育て支援政策課
51	母子生活支援施設事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において母子の生活を支援します。また、入所者が自立し退所できるように支援体制を強化するとともに、すべての母子家庭の方が安心・安定した環境で子育てができるよう支援します。	入所世帯数	世帯	—	—	—	—	6	C	—	—	さいたま市母子生活支援施設やき荘に入所して自立に向けた支援を行う母子について、10世帯の入所を目標としていましたが、平成29年度は6世帯の入所となったため、C評価としました。	課題として、市内に母子生活支援施設が1か所であるため、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在が特定されるおそれがあります。 このため、市外施設への入所により所在を特定できないようにし、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子の安全性を高めるとともに、さいたま市以外の住民を受け入れることによりさいたま市母子生活支援施設やき荘の稼働率の向上を図ります。	夫の暴力等から避難し保護が必要である母子を住所地から離れた母子生活支援施設で広域的に受け入れることにより、母子世帯の福祉の向上を図ります。	ウ	子育て支援政策課
52	児童虐待防止家族支援事業	虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家に助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。	カンファレンス実施回数	回	—	—	—	—	60	A	—	—	虐待ケースの家族再統合に向け、今後の支援方針検討のため、60回の家族支援ケースカンファレンスを実施しました。	今後も引き続き、様々な問題を抱える家族に対し、多角的な視点から適切なアセスメントをするため、家族再統合に向けた家族支援ケースカンファレンスの充実を図る必要があります。	家族支援ケースカンファレンスを継続して実施し、虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合に向けて適切な支援策を講じていきます。	ウ	児童相談所

事業番号	事業名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所管
53	総合療育センター事業	医療・福祉が一体となって行う障害児等の早期診断・早期治療、障害に応じた訓練・指導及び家庭支援を継続して実施するために、さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会からの提言を踏まえ、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮や、療育センター機能の見直しを図ります。 また、障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図り、複数専門職員による保育所・幼稚園等への訪問支援、保健センター主催の親子教室への協力及び特別支援教育相談センターや小学校との連携を図る地域支援を実施し、障害児の福祉の増進を図ります。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	B	—	—	診察や療育を受けるまでの待ち期間の短縮については、診察を急がなければならないケースや予約にキャンセルが発生した場合に、医師に相談し個別の調整を行い早めに受診できるよう対応するなど、医師のスケジュール管理とキャンセルの状況把握を徹底し、診察回数を確保して積極的に初診診察を進めました。また、小児科の非常勤医師を新たに確保し、診察回数を拡大しました。 障害児とその保護者が地域で安心して生活するための支援については、地域で障害児の支援にあたる人材の育成を図ることを目的として、保育所・幼稚園等へ専門職を派遣する訪問支援等の地域支援を実施したことから、B評価としました。	初診までの待ち期間が長期化していることから、診察回数の確保・拡大等初診の待ち期間を短くする取組を行うとともに、療育センター機能の拡充に向けた検討を進めます。	診察の待ち期間を短縮するため、執務室を診察室に改修し診察回数を拡大させるほか、視機能障害に適切に対応するため眼科診療を開始します。 併せて、医師の配置、並びに初診・再診数の調整等、引き続き診察の待ち期間の短縮に向けた取組を進めます。 また、専門職による保育所・幼稚園等への訪問支援や保健センター、小中学校及び特別支援教育相談センターとの連携を図るなどの地域支援を引き続き実施します。	エ	総務課(ひまわり)
54	特別支援事業	幼稚園に通園する障害児やその疑いのある幼児を対象に、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に資することを目的に、当該経費にに対し助成を行います。 また、臨床心理士等を希望する幼稚園に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	私立幼稚園等49園に対して、特別支援教育に要する経費の一部を補助するとともに、臨床心理士等の派遣を希望する私立幼稚園等22園に対して、私立幼稚園等特別支援巡回相談を実施しました。 特別支援を実施する私立幼稚園に対して、財政的支援と巡回相談を実施できたことから、A評価としました。	特別支援に関する諸課題については、幼稚園内で共有する必要があることから、園全体でのカンファレンスを実施します。	特別支援に係る財政的支援を継続して実施します。 また、私立幼稚園等巡回相談では、対象児童の相談を継続して実施したり、新しい対象児童を増やしたりするなど、幼稚園を積極的に支援していきます。	ウ	幼児政策課
55	保育施設等における障害児保育の推進	障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、より多くの認可保育所等での受け入れを拡大し、専門的な知識・技術を有する療育機関(総合療育センターひまわり学園等)と連携した保育の充実に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健やかな育ちを目指します。 さらに、個々の発達状況や個性を踏まえながら、集団保育の中で成長を支援できるよう専門職員による巡回指導等の対象施設を拡充し、障害の特性に配慮した体制の整備を推進します。 また、認可保育所等における障害児の受け入れを実施するに当たり、必要となる保育士の確保等が円滑に行えるように補助制度の充実を図り、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	障害児保育対策事業補助金の交付対象となる受け入れ児童数が、平成28年度では延べ91人でしたが、平成29年度では延べ104人に増加となりました。	公立保育所での障害児等の受入れについては、常に定員に達している状況であるため、民間保育施設での受入れの促進と加配に必要な保育士の確保を推進する必要があります。 また、保育の量的拡大や保育ニーズの多様化が進む中、障害児等の保育のための専門的な知識の習得が必要となります。	重度の障害児を民間保育施設でも受け入れる体制について、補助金の増額や専門的知識の習得機会の拡大を検討していきます。	エ	保育課
56	放課後児童クラブにおける障害児保育の推進	障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、すべての放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。 公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設けます。 民設放課後児童クラブにおいては、「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「さいたま市放課後児童クラブ健全育成事業委託実施基準」に基づき、障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費を助成します。 また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブを支援します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成29年4月1日時点において、234クラブ中125クラブにおいて203人の障害児を受け入れました。 民設クラブ委託料において、障害児担当支援員の加配にかかる人件費の基準額を拡充し、加算しました。 障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を2回実施しました。 障害児支援の専門知識を備えた職員による巡回相談を継続実施し、各クラブにおける障害児支援をサポートしました。 これらの取組により、放課後児童クラブにおける障害児支援を推進したことから、A評価としました。	障害児及び特別な配慮を要する児童数の増加により、対応に苦慮する事例も増えていることから、研修内容の工夫や巡回相談における専門機関との連携強化などに取り組んでいく必要があります。	民設クラブ委託料において、障害児担当支援員の加配にかかる人件費について、基準額を実態に即して拡充し、加算します。 障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を、2回実施します。 障害児支援の専門知識を備えた職員による巡回相談を継続実施します。	ウ	青少年育成課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目 標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所 管
57	発達障害者支援センターの充実	これまで相談の受け皿が乏しく、支援方法の未確立な成人期(当事者及び家族、支援者)の相談支援の充実を図ります。同時に普及啓発活動や連絡協議会の開催等を通し、地域支援体制の構築を推進します。また、思春期から成人期にわたる発達障害に特化した居場所・日中体験活動の場を創出し、発達障害者の社会参加の向上を図ります。さらに二次障害予防として高校生年代の支援を見直し、思春期支援体制の整備に努めます。	事業の実施及び推進	—	—	—	—	—	推進	B	—	—	平成29年度においては、発達障害者社会参加事業を業務委託にて実施し、家庭以外の居場所や日中体験活動の場を提供することができました。また、思春期年代のキャリア形成に関する講座を開催し、教育機関との連携など支援体制の強化を推進しました。	社会参加事業においては、利用が長期化する当事者も増えており、社会参加に向けて次のステップに進めるよう、個別面談でのフォローや本人を支えるための家族支援の更なる充実が必要です。	発達障害者社会参加事業を継続して実施します。また、思春期年代への社会参加へ向けた支援として学生向けキャリア形成支援事業も継続します。	ウ	障害者総合支援センター
58	自立支援医療(育成医療)給付	身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもであって、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び補装具の交付を実施します。	事業の円滑な実施	—	—	—	—	—	実施	B	—	—	母子健康手帳やホームページ、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切に医療給付事務を遂行できました。 なお、目標の数値設定による評価は、当該事業の性質上そぐわないため、平成28年度以降は継続的・安定的な事業の実施について評価を行います。	子育て支援医療費助成制度等と支給範囲が重複する部分が多いため、受給資格があるのにもかかわらず、受給されていない方がいることが課題として見えてきました。 そのため、指定医療機関や各区保健センターと一層連携を強めることで、対象者から自立支援医療(育成医療)と子育て医療費助成制度等の併用への理解を得られるように努め、申請を促していきます。	引き続き母子健康手帳やホームページ、さいたま市の障害者福祉ガイド、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切に医療給付事務を遂行します。	ウ	疾病予防対策課
59	保育所の優先入所	ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	ひとり親家庭等の生活状況を考慮し、優先的に保育所入所できるよう、継続して配慮を行いました。	核家族化や女性の社会進出等に伴い、保育需要が高まっている中、生活の安定と自立のため、より保育の必要性の高いひとり親家庭等の児童が優先的に保育所へ入所できるよう、継続して配慮を行う必要があります。	保育所の利用調整における指数の加点などによる優遇措置を継続します。	ウ	保育課
60	放課後児童クラブの優先入所	ひとり親家庭等が、子育てと仕事の両立を図ることができ、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加点などによる優遇措置を講じます。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱を基に、ひとり親家庭等が優先的に利用できるよう放課後児童クラブの入室審査において、指数の加点などによる優遇措置を行ったため、A評価としました。	入室希望者が定員を大きく超過するクラブでは、ひとり親家庭等でも不承諾となることが懸念されるため、引き続き放課後児童クラブの拡充に努め、待機児童の解消に取り組んでいく必要があります。	さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱を基に、ひとり親家庭等が優先的に利用できるよう放課後児童クラブの入室審査において、指数の加点などによる優遇措置を行います。	ウ	青少年育成課
61	市営住宅における母子世帯等の優先入居	市営住宅の定期募集に際し、母子世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。	母子世帯新規入居戸数	世帯	—	—	—	—	20	B	—	—	市営住宅の入居募集の際、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯など住宅に困窮する世帯に対しては、抽選番号を1つ多く付与し、また、一次当選者から入居順位を決定する際の困窮度判定時には加点することで、入居の優遇を行いました。 平成29年度は母子世帯の市営住宅への新規入居戸数は20世帯となっており、目標値を上回りました。年々母子世帯の新規入居戸数は増加しています。	母子世帯だけでなく、他の弱者世帯(高齢者世帯や障害者世帯等)とのバランスを図りながら、優遇制度を実施する必要があります。	引き続き、母子世帯等に対する入居優遇制度を実施します。	ウ	住宅政策課
62	さいたま市入居支援制度	民間賃貸住宅への入居を拒まれがちな高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対し、賃貸人への啓発や情報提供により、民間賃貸住宅への入居を支援します。	名簿掲載協力不動産店数	店舗	—	—	—	—	61	B	—	—	ひとり親世帯や高齢者世帯等に対して、不動産店の情報提供を行いました。併せて、入居支援制度と同様の施策である「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」において登録されている不動産店の情報提供を行いました。	名簿掲載協力不動産店数は年によって増減があるため、「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」や新たに創設された「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅登録制度」と併せて本制度を周知していきます。	引き続き、公益社団法人埼玉県宅建物取引業協会に協力を要請するとともに、関連制度と併せた情報提供を行うことで、民間賃貸住宅の入居を支援していきます。	ウ	住宅政策課
63	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(生活支援)	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。	支援の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援を行いました。 また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施しました。	父子家庭の利用が少ない点が課題であるため、周知・広報を図っていきます。	児童扶養手当の申請窓口等に本事業の案内を配架するなど周知を図りながら、引き続き、事業を実施していきます。 また、法律相談については月2回実施します。	ウ	子育て支援政策課
64	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立てて、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワークとの連携による職業訓練の支援要請を行います。	プログラム策定件数	件	—	—	—	—	1	C	—	—	平成29年度においては、1件のみの策定であったため、C評価としました。	平成26年度から各区役所にジョブスポットが設置(平成27年度までに全10区に設置)されており、ハローワークに支援要請を行うことなく、案内することが可能となったため、利用者が減っています。	ジョブスポットの状況等を踏まえつつ、事業の縮小も含めた検討をしています。	イ	子育て支援政策課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目 標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所 管
65	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(就労支援)	ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。	介護職員 初任者研修参加者	人	—	—	—	—	28	A	—	—	平成29年度においては、計2回の研修を実施し、28人の参加者数(平成28年度より4人増)であったため、A評価としました。	研修の実施時期等の見直しや、周知・広報のあり方を検討していきます。	研修の実施時期を見直し、一人でも多くの方が参加して講習会を修了し、自立につながるよう支援を行っていきます。	ウ	子育て支援政策課
66	ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援給付金	ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、2年以上養成機関などで修学する場合に、高等技能訓練促進費を支給します。また、高等技能訓練促進費の支給対象期間外となる修学期間の3年目について、高等技能訓練促進費の代わりとなる市単独事業の生活支援給付金を支給します。 (平成28年度以降、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金として、1年以上養成機関などで修学する場合に3年間を限度に支給。)	養成機関 修了者の 常勤就職・進学 率	%	—	—	—	—	82	A	—	—	平成29年度においては、82%の常勤就職・進学率であったため、A評価としました。	退学や休学等によって、養成機関を修了できなかったり、修了が遅れたりすることがあります。毎月提出を求めている出席状況報告書において、出席日数が通常と比べ少ない場合には、受給者と連絡を取り合って原因を探り、相談に応じる等、アプローチしていきます。	受給者に対しては修業状況の確認を行い、本事業の利用が自立につながるよう、一人ひとりにきめ細やかなフォローを行いながら、引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課
67	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。	ひとり親 家庭等自立支援 教育訓練給付金 支給 件数	件	—	—	—	—	22	A	—	—	平成29年度においては、22件(平成28年度より15件増)の支給を行ったため、A評価としました。	制度を利用するには、事前相談が必須となりますが、それを受けずに講座を修了してから相談される方が見受けられるため、周知・広報を図っていきます。	事業の案内の際には、事前相談が必須である旨を記載することや、該当者から問合せがあった際には、本人にその旨をお伝えすることを徹底し、引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課
68	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子・父子及び寡婦に対して、必要な資金を貸す母子・父子・寡婦福祉資金制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。	貸付件数	件	—	—	—	—	103	A	—	—	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方への資金の貸付件数において、平成29年度は60件の貸付を目標としていましたが、103件の貸付を行うことができ、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進に寄与することができたためA評価としました。	貸付する資金には貸付限度額が設定されているため、貸付を希望する方が必要とする金額の全額を貸し付けることができません。 このため、貸付を行う前に行うひとり親家庭就業自立支援センターへの相談時において、貸付を希望する方が対象となる他の支援制度を必要に応じて案内していくことが求められます。	貸付を希望する方に必要な情報を提供し、適切な相談業務を実施するため、ひとり親家庭就業自立支援センターの職員の知識の向上を図ります。	ウ	子育て支援政策課
69	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談)	ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。	養育費に係る法律 相談の受 付数	件	—	—	—	—	26	A	—	—	平成29年度から夏季に区役所においても法律相談を実施し、全体で26件(平成28年度より9件増)の相談を行ったため、A評価としました。	平成29年度から、8月に区役所においても法律相談を実施しましたが、利用数が伸びなかったため、活用していたできるよう、相談受付の整備を行うとともに、周知・広報を図っていきます。	8月の区役所における法律相談は、相談日当日にも申し込みができるよう整備します。また、その実施の際は、法律相談が実施中であること、当日の申込が可能であることをわかりやすく表示し、利用者数の増加を図ります。	ウ	子育て支援政策課
70	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。	事業の円 滑な実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成29年度は、受給者への支払いが着実に行われたため、A評価としました。	平成30年度において制度改正が行われる予定のため、支給業務が滞りなく行われるよう対応する必要があります。	申請の窓口となる区支援課と制度改正の情報共有を図りながら、引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課
71	ひとり親家庭等医療費支給事業	受給資格者[1. 母子家庭の母、2. 父子家庭の父、3. 養育者家庭の養育者(1人)、4. 父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5. 上記1〜4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの(一定の障害のある児童については20歳未満)]の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。	事業の実 施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成29年度も引き続き、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成し、生活の安定と自立に向けて支援しました。	受給資格があるのにもかかわらず、受給を受けていない家庭があることが課題として見えてきたため、今後は、各区支援課と一層連携を図り、対象者に対して勧奨を行い、申請を促していきます。	各区支援課と連携して対象者に申請を促しながら、引き続きひとり親家庭等医療費支給制度を実施していきます。	ウ	年金医療課
72	ひとり親家庭等児童就学支度金	中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯(生活保護受給世帯は除く)の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。	ひとり親 家庭児童 就学支度 金支給者 数	人	—	—	—	—	327	B	—	—	平成29年度においては、327件の支給を行いました。	支給対象となる方に対し、周知・広報をしていきます。	児童扶養手当の申請時等に、対象者に案内を徹底することで周知を図りながら、引き続き、事業を実施していきます。	ウ	子育て支援政策課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目 標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所 管
73	就学援助制度	経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。	事業の実施	—	—	—	—	—	8.79% (認定率)	A	—	—	制度に関する周知を十分に行い、援助を必要としている保護者に対し、支援を行うことができたこと及び平成30年2月に就学援助が認定されている小学校6年生の保護者には、時期を早めて中学校入学前に入学準備金の支給を行うことができたため、A評価としました。	経済的な理由等で就学援助を必要とする保護者が、必要とする時期に継続して援助を受けられる制度であることが重要であるため、認定基準や支給時期について十分検討していく必要があります。	今後も、経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行い義務教育の円滑な実施を図るとともに、平成30年度は小学校就学予定者の保護者に対して入学準備金の支給を行うなど、保護者が必要とする時期に援助ができるよう事業を進めていきます。	ウ	学事課
74	チャレンジスクール推進事業	地域社会の中で心豊かで健やかな児童生徒を育むため、児童生徒や学校、地域社会の実情に応じて放課後や土曜日などに全市立小・中学校で実施しているチャレンジスクールを一層充実させていきます。	延べ参加者数	人	—	—	—	—	188,119	A	—	—	チャレンジスクールの代表者によるチャレンジスクール運営会議を4回、ボランティアスタッフのための研修会を5回実施しました。また、チャレンジスクールにおける活動事例集を作成し、配付することで、各チャレンジスクールで有効に活用してもらうことができました。さらに、外部講師リストを作成し、チャレンジスクールに外部講師を積極的に招くことを奨励しました。 地域のボランティアにご協力いただきながら、地域の特性を活かした魅力ある活動内容となるように努めた結果、平成29年度における延べ参加児童生徒数は188,119人となったため、A評価としました。	参加児童生徒数の増加に向けて、学校地域連携コーディネーターを中心に地域の方への呼びかけを行い、本事業を地域等へより一層周知を促進していきます。また、チャレンジスクールの活性化に向けて、外部講師リストの積極的な活用を促すとともに、モデル校を設置して民間の活力を導入したプログラムを実施することで、チャレンジスクールの内容の充実を図っていきます。 さらに、参加者の活動内容の一層の充実を図るため、活動事例集の作成や情報提供等を行います。	平成30年度には、過去の実績を踏まえ、チャレンジスクールの活動内容の一層の充実を図り、地域や家庭への広報活動を通じて更なる延べ参加児童生徒数の増加に努めていきます。	エ	生涯学習振興課
76	非行防止対策の推進	青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子ども・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。	キャンペーン参加率	%	—	—	—	—	100	A	—	—	非行防止キャンペーンについては、市内全10区において、区民まつり等に併せて啓発品の配付等を実施しました。また、大宮駅周辺パトロールについては、予定どおり7回実施したほか、市内67地区においても各地区の計画に基づき巡回活動を実施できたため、A評価としました。	地区における巡回活動については、参加者の確保、巡回箇所、巡回時間について、非行防止対策を推進するため、更なる工夫が必要です。	非行防止キャンペーンについては、市内全10区において、区民まつり等に併せて啓発品の配付等を実施します。また、大宮駅周辺パトロールについては、7回の実施を予定しているほか、市内67地区においても各地区の計画に基づき巡回活動を実施する予定です。	ウ	青少年育成課
77	成人式	成人の日に新しい人生の門出を祝福し、成人としての自覚を促すとともに、将来の幸せを願うため、成人式を実施します。	出席率	%	—	—	—	—	76	A	—	—	成人式対象者13,240名に対し、10,063名の成人者が出席しました。人生に一度のお祝い事であり、さいたまスーパーアリーナで新成人が一堂に会して行う式典は、厳かな中にも感動を与える式典として好評を得ています。目標値である80%の出席率に対し、76%の方に出席していただくことができたため、A評価としました。	多くの方の来場があるため、災害時の対応や事故の防止など安全の確保に取り組む必要があります。また、平成29年度より、開催時間が午後に変更となり、式典の準備時間や案内等も例年と変化したため、よりスムーズな式典準備、運営が課題となります。	平成29年度と同様に午後開催となるため、より円滑な運営を目標とし、引き続き安全の確保に十分留意しながら、盛大にかつ厳かに新成人の新たな門出を祝います。	ウ	青少年育成課
78	グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業	青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャンプ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協調性、ルールや命の大切さなどを学ぶ施設として、利用の推進を図ります。	延べ利用団体数	団体	—	—	—	—	79	A	—	—	平成29年度においては、延べ利用団体数が目標としていた80団体と概ね同数の79団体となったため、A評価としました。	利用者のほとんどがリピーターや近隣の青少年団体であり、新規利用者の獲得が課題となっているため、今後も猿花キャンプ場の利用について、市報や情報誌、ホームページ等でPRして利用者の増加につなげていきます。	青少年の健全育成のための施設として、さいたま市内での認知度を上げ、利用者が増加するよう周知を行います。	ウ	青少年育成課
79	児童センター事業	子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル・子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。 行政区に最低1館設置することを目標とし、未整備区である緑区を優先することとしますが、利用者の利便性や行政区の面積・児童数などにも配慮し整備を進めます。	施設数	施設	—	—	—	—	18	A	—	—	平成28年度に緑区に新たに尾間木児童センターが開設され、各区最低1館の児童センターを設置することができました。それにより、市内に18箇所の児童センターが設置されたため、A評価としました。	利用者がより安心して楽しく利用できるよう、施設の適正な管理及び内容の充実について継続的に取り組んでいく必要があります。	利用者からの要望等に適切に対応しながら、引き続き適正な管理・運営を行います。	ウ	青少年育成課
80	さいたま市中学生職業体験事業「未来(みら)くるワーク体験」	キャリア教育の視点から、市立中学校等の生徒を対象に、勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会とするため、地域の事業所等の協力を得て、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」を実施します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」について、市立中・特別支援学校58校で職場体験を実施し、生徒に勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会となったため、A評価としました。	さいたま市中学生職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」では、受入れ事業所の拡大が重要であり、商工会議所会報に協力事業所募集記事を掲載したり、ロータリークラブ等の会合に出席し、受入れ事業所の募集を行ったりするなど、受入れ事業所の拡大を図ります。	平成30年度においても、生徒に勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会とするために、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」を継続して実施します。	ウ	生涯学習振興課

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目 標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所 管
81	子ども・若者支援ネット ワーク事業	子ども・若者育成支援推進法に基づ き、社会生活を円滑に営む上での困難 を有する子ども・若者に対する支援を効 果的に実施するためにネットワーク会 議を開催します。	会議回数	回	—	—	—	—	5	B	—	—	子ども・若者支援ネットワーク事業の 会議回数について、年6回を予定してい ましたが、代表者会議及び実務者会議 合わせて5回の実施であったことから、 B評価としました。	他の既存のネットワークとの調整を図 り、会議の議題を精査する必要があります 。今後多様な分野の最新支援方策に ついて情報を共有し、より充実した会議 内容としていきます。	平成30年度においては、他の既存の ネットワークとも連携を図り、議題を精 査したうえで、継続してネットワーク会議 を実施していきます。	ウ	青少年育成課
82	若者自立支援ルーム事 業	社会生活を送るうえで、困難を有する 市内在住30歳代までの若者に対し、個 人の状態に合わせた、自立支援プログ ラムを段階的に実施し、円滑に社会的 自立が果たせるよう継続的な支援を行 います。	延べ利用 者数	人	—	—	—	—	9,300	A	—	—	平成29年度のさいたま市若者自立支 援ルームの年間延べ利用者数が、目 標としていた8,800人を上回る9,300人 であったことからA評価としました。	多様な困難を抱える若者を対象とす るため、庁内・庁外公的機関、民間、 NPO団体など、多くの支援機関と綿密 な連携体制を構築する必要があります 。また、本事業については、本人や家 族、地域の方々の理解と協力が必要で あると考えられるため、事業の広報や 周知を徹底して行い、理解、協力を求 める必要があります。さらに、現在の若 者自立支援ルームについては、利用者 数が増加し、これ以上の受入れが困難 な状況であるため、受入れ体制の拡充 を図る必要があります。	平成30年度においては、引き続き利 用者への段階的なプログラムを実施す るとともに、リーフレットやポスター等 での広報、周知を行います。また、 (仮称)第2若者自立支援ルー ム事業を運営する施設の建設工事を行 います。	エ	青少年育成課
83	若者ユースアドバイ ザー事業	子ども・若者の自立支援に関する専 門的な相談に対応するため、若者自立 支援ルーム、児童相談所等の職員、ボ ランティアに対するスキルアップを目指 した講座を開催します。	ユースアド バイ ザーの人数	人	—	—	—	—	28	A	—	—	ユースアドバイザー養成研修につい て、スキルアップ研修を実施し、平成28 年度とほぼ同数の28人が受講し研修 を修了したことから、A評価としました。 また、スキルアップ研修実施後、中級 編のブラッシュアップ研修を実施しま した。	現在の若者が抱える課題についての 理解を深め、時代に合った研修内容を 検討する必要があります。様々な分野 での最新の支援方策について、情報共 有し、研修内容を充実させていく必要 があります。	平成30年度においても、研修内容の 充実を検討し、引き続きユースアドバ イザー養成研修を実施していきます。	ウ	青少年育成課
84	地域若者サポートス テーションの設置	若年者の職業的自立を図るため、地 域若者サポートステーション事業をは じめとする各種若年者就業支援を行 います。	若年者就 業支援に よる就職 等進路決 定者数	人	—	—	—	—	149	A	—	—	平成29年度においては、下記3事業 の若年者就業支援を実施した結果、就 職等進路決定者数が合計149名(目標 150名)となったので、A評価としま した。・地域若者サポートステーション における就労支援による進路決定者数 127名・民間就職情報サイト活用型採 用支援事業による就職者数 5名・若 年者就労ステップアップ事業による 就職者数 17名	求職者優位の「売り手市場」傾向が 続いており、特に、新卒者を対象とし た「民間就職情報サイト活用型採用支 援事業」では、企業へのエントリー数 及び就職者数が大幅に減少し、事業 目的の見直しが求められています。	平成30年度も、若年者対象の事業と して、平成29年度と同様の3事業を 実施しますが、「民間就職情報サイト活 用型採用支援事業」と「若年者就労 ステップアップ事業」については、「総 合振興計画」の後期実施計画事業 (中小企業等の人材確保支援)として 整理されたため、当該事業から除く こととします。	イ	労働政策課
85	いじめのないまちづくり 推進事業	「さいたま市いじめのないまちづくり ネットワーク」を活用し、いじめ防止 等に関わる関係機関や団体と連携し、 啓発活動を行うことで、いじめ撲滅 に向けた市全体の気運を高めるととも に、相談体制の整備を行うなど、い じめ防止等のための対策を推進しま す。	啓発活動 の実施回 数	回	—	—	—	—	1	B	—	—	いじめのないまちづくりネットワーク を1回開催し、教育委員会との連携 の下、いじめ防止等の対策を一層推 進するために、「さいたま市いじめ防 止基本方針」の改定を行いました。ま た、いじめ防止啓発のクリアファイル を作成し、関係機関・団体へ配布し、 活用を図ることができたため、B評 価としました。	いじめのないまちづくりネットワーク の内容について、教育委員会との連携 を更に深め、情勢に合ったものにし ていく必要があります。	平成30年度においては、いじめのな いまちづくりネットワークを2回開 催するほか、いじめ防止啓発品を 作成し、関係機関・団体へ配布し 活用を図ります。	ウ	青少年育成課
86	ひきこもり対策推進事 業	平成25年1月7日にこころの健康セ ンター内に「ひきこもり相談セン ター」を開設し、電話・面接・グル ープ活動・訪問・メールによる相談 支援を実施しています。ひきこもり 相談センター開設後、相談が増加 し、本人、家族に対して、訪問や 外出同行等の個別に合わせた細か な支援が難しくなっています。その ため、「(仮称)ひきこもりサポ ーター」を養成し、派遣することで 支援の充実を図ります。※平成27 年度より、「(仮称)ひきこもり サポーター」は、「さいたま市リ レートサポーター」となりました。	(仮称)ひ きこもり サポ ーター派 遣 件数	件	—	—	—	—	120	A	—	—	「さいたま市リレートサポーター」に ついては、訪問等事業を実施し、派 遣件数が目標値を上回る、120回 となったため、A評価としました。	「さいたま市リレートサポーター」に ついては、若い世代のサポーターの 養成が課題となっており、近隣の 大学へ周知を行います。	平成30年度においては、引き続き 「さいたま市リレートサポーター」 訪問等事業を実施します。	ウ	こころの健康 センター

事業 番号	事 業 名	事業概要	指標	単位	区分	H29量の 見込み	H29確保 方策(目 標)	H29量の 実績値	H29 達成値	H29評価	H31量の 見込み	H31確保 方策(目 標)	H29年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	H30年度の事業展開	H30年度 以降の 方向性	所 管
87	不登校の子どもへの支援	学校に行く気持ちがありながら、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、適応指導教室において個別又は小集団の活動を行いながら、集団生活への適応力や社会的自立を目指した支援や指導を行います。	適応指導教室に通う児童生徒数	施設	—	—	—	—	125	A	—	—	登校することが困難な児童生徒への支援や環境へのはたらきかけを担う専門家として、スクールカウンセラーを増員したり、20名のソーシャルワーカーを教育相談室に配置したりしました。さらに、ソーシャルワーカーによる積極的なはたらきかけと、各教育相談室でのケースに応じた相談支援を進めました。その結果、教育相談室に併設されている適応指導教室への入室人数が平成31年度末の目標値を上回る結果となったため、A評価としました。	課題としては、適応指導教室への入室につなげられなかった児童生徒へのさらなる支援を進める必要があります。解決策として、児童生徒に関わる専門家を増員したり、支援に関わりのある関係機関との連携を強化したりします。また、適応指導教室に通っている児童生徒への課題として、さらに集団生活への適応力等を高める必要があります。解決策として、タブレットを活用したり授業型の学習支援を行ったりして、児童生徒の学習面での自信をつけられる支援を工夫していきます。	平成30年度においては、より一層の教育相談体制の充実を図るために、スクールソーシャルワーカーを14の小学校に配置したり、フリースクール等連絡協議会を設置したりします。さらに、適応指導教室においても計画を立て、授業型の学習支援に取り組みます。	エ	総合教育相談室
88	青少年の主張大会・青少年フォーラム	青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、実施します。	応募人数	人	—	—	—	—	1,097	A	—	—	青少年の主張大会について、市内各小中高校に作品の応募を働きかけたところ、平成28年度の1,026点を上回る1,097点の応募があったため、A評価としました。	青少年の主張大会の応募者が平成26年度より減少したため、募集チラシの早期作成や、各学校における夏休みの課題として積極的に取り上げていただけるよう働きかけが必要です。	12月の青少年の主張大会に向け、積極的な作品募集を行います。	ウ	青少年育成課
89	青少年による郷土芸能伝承活動支援事業	青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を一層推進するため、青少年の健全育成及び郷土芸能を伝承する目的を持った団体活動を支援します。	交付団体数	団体	—	—	—	—	37	A	—	—	平成29年度は当初見込んでいた40団体には届かなかったものの、37団体からの申請があり、補助を行ったため、A評価としました。	交付団体数を増やし、青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を推進するため、本事業の積極的な周知に取り組んでいく必要があります。	平成30年度においても、青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を一層推進するため、市報や市ホームページへの掲載、各区情報公開コーナーへのチラシ等の設置などにより周知を図りながら、青少年への郷土芸能伝承活動への補助を継続していきます。	ウ	青少年育成課
90	青少年団体補助事業	青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。	交付団体数	数	—	—	—	—	91	A	—	—	次のとおり多くの団体に補助金を交付し、活動を支援したことから、A評価としました。 (さいたま市ボーイスカウト協議会・さいたま市ガールスカウト連絡協議会・青少年育成さいたま市民会議本部・青少年育成さいたま市民会議10区連絡会・青少年育成さいたま市民会議67地区会・さいたま市子ども会育成連絡協議会・さいたま市子ども会10区連合会)	交付団体が多いため事務が煩雑ですが、書類の確認など補助金交付の手続を適正に行う必要があります。	91団体に補助金を交付し、青少年の健全育成を目的とする青少年団体の活動を引き続き支援します。 また、補助金の交付について、説明責任を十分に果たせるよう、青少年団体に対し補助金の公平性、透明性の必要性を改めて周知し、実績報告の際には書類を厳正に確認します。	ウ	青少年育成課